



株式
会社

クリーン☆アップ[®]

<http://www.clean-up.co.jp>

慶弔見舞金規定



改正 2022年（令和4年）4月1日

慶弔見舞金規程

（目的）

第一条 本規程は、就業規則第63条に基づき、従業員の慶弔見舞いに関する事項について定めたものである。

（適用範囲）

第二条 この規程は、就業規則第3条第四号を除く第一号から第六号の社員に対し適用する。

- ② 前項の内、就業規則第3条第四号社員については公益財団法人札幌市中小企業共済センター（以下さっぽーとさっぽろ）に代わって会社が同等の授与を行うものとする。

（慶弔見舞金規程の管理運用方法について）

第三条 第二条の社員に対し支払われる慶弔見舞金の管理運用方法については全てさっぽーとさっぽろの福利共済事業によるものとする。

（共済掛金の額）

第四条 福利共済掛金はさっぽーとさっぽろの定めるところの金額としその全額を会社が負担する。

（共済資格取得日について）

第五条 入社日がその月の1日となっている場合はさっぽーとさっぽろが定める同じ月の締め切り日までに、それ以降の入社日の場合は翌月に加入申請する事がある。申請後の福利共済資格取得日についてはさっぽーとさっぽろの定めるところとする。

（届け出）

第六条 慶弔見舞金の支給を受けようとする者は、就業規則第3条第四号社員以外の社員はさっぽーとさっぽろの指定様式に必要事項等を記載し会社に届出、就業規則第3条第四号社員については慶弔見舞金申請書（社内様式）により会社に届け出なければならない。

- ② 前項の届け出にあたって証明書が必要な場合は、これを添付しなければならない。

（祝 電）

第七条 本人が結婚する場合、会社名義で祝電を発信することがある。

（弔 電）

第八条 弔慰金を支給する場合は、会社名をもって弔電を発信、または花輪を提供することがある。

附 則 この規程は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。